

## ○あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市）について（概要）

## (1) あっせん等の申し立て制度がある23自治体の仕組み

項目	内容
あっせんの申し立て先	自治体の長 20/23 (○愛知県) 調整委員会 3/23
調整委員会(※)の設置	有 21/23 (○愛知県)
合理的配慮の不提供について対象の可否	合理的配慮の不提供を対象 15/23 (×愛知県)
勧告・公表の対象者 (あっせん案を受諾しない場合)	あっせん案を受諾しない相談者も対象に含む 4/23 (×愛知県)
勧告・公表の対象者 (調査拒否及び虚偽説明)	調査を拒否した場合における勧告の対象 10/23 (×愛知県) (うち9件は、相談者も対象) 虚偽説明をした場合に対する勧告の対象 7/23 (×愛知県) (うち7件すべて、相談者も対象)

※1) あっせん等調整を行う機関について、自治体によって名称は異なりますが、便宜上、「調整委員会」と表記します。以下同じ。

※2) 北海道では、広域な地域という特性から「地域づくり推進員」による独自の紛争解決の仕組みを取っており、23自治体の中には含めていない。

## (2) 調整委員会を設置し、かつ勧告の規定がある20自治体の仕組み

項目	内容
あっせん不調の場合における勧告への流れ	調整委員会から自治体の長へ要求 17/20 自治体の長が判断 3/20 (○愛知県)

## (3) 調整委員会が自治体の長に勧告を求める規定がある17自治体の仕組み

項目	内容
調整委員会が自治体の長に勧告を求めた場合の対応に関する規定	自治体の長が判断 15/17 自治体の長は、求めを尊重(原則、勧告) 2/17

